

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

日本国及びカナダ（以下「両締約国」という。）は、

刑事に関する共助の効果的な措置により、両国において犯罪と戦うための二国間協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 趣旨、目的及び共助の範囲

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。「他方の締約国における犯罪」とは、日本国に關しては、日本国の法令によって罰することができるといふ犯罪をいい、カナダに關しては、カナダ議会の法律又はカナダの州若しくは準州の立法機関の法律によって創設された犯罪をいう。

2 共助には、次の措置をとることを含む。

(a) 証言又は供述の取得

- (b) 映像及び音声の送受信による通話（以下「ビデオ会議」という。）を通じた証言又は供述の取得を可能とすること。
- (c) 証拠となる書類、記録その他の物（以下「物件」という。）の取得（搜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）
- (d) 人、物件又は場所の見分（搜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。）
- (e) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
- (f) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供
- (g) 捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達
- (h) 拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの
- (i) 刑事手続に関する文書の送達
- (j) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
- (k) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で決定されたもの

3 被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

4 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を取得し、若しくは排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条 中央当局

1 各締約国は、この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。カナダについては、中央当局は、カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。その連絡については、信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）により行うことができる。

第三条 共助の拒否事由

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(b) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(c) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為について、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合。ただし、被請求国は、両締約国が請求された共助を実施するための条件について決定し、及び請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を実施することができる。

(d) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合

(e) 被請求国が、共助の請求が何人かをその者の人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性、性的指向、言語、皮膚の色、年齢若しくは精神的若しくは身体的な障害を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があると認める場合

(f) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき。

2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。

第四条 共助の請求の形式及び内容

1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合において、被請求国の中央当局が求めるときは、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。

2 共助の請求及び補助的な文書には、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、被請求

国の公用語の一による翻訳文を添付する。公用語は、日本国については、日本語とし、カナダについては、英語及びフランス語とする。

3 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

- (a) 権限のある当局（共助の請求に係る捜査、訴追その他の刑事手続について責任を有する捜査機関、訴追機関又は司法機関をいう。）の名称
- (b) 捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる事実及び被請求国の中央当局が求める場合には、当該事実を裏付ける証拠の要約
- (c) 捜査、訴追その他の刑事手続の内容及び段階
- (d) 請求国の関係法令の条文
- (e) 請求する共助の内容についての説明
- (f) 請求する共助の目的（被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求において求めるものが被請求国の領域内に所在し、及び捜査、訴追その他の刑事手続に関連すると信ずるに足りる証拠上の根拠を含む。）についての説明

4 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

- (a) 証言、供述若しくは物件の提出が求められている者又は請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報
- (b) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
- (c) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
- (d) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明
- (e) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
- (f) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
- (g) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
- (h) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と刑事手続との関係並びに送達の方法に関する情報
- (i) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明
- (j) 請求する共助に関する証明書の要求及び当該要求の理由

(k) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(1) 該当する場合には、捜査又は訴追の対象となる事件の知識を有する被請求国における公務員の氏名及び連絡先の詳細

(m) 請求する共助の実施について請求国が求める期限及び当該期限の理由

(n) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

5 被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。

第五条 請求された共助の実施

1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国は、当該共助を実施するためにあらゆる合理的な措置をとる。

2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、可能な場合には、共助の請求において示された方法により当該共助を実施

する。

3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国の重要な利益を害し、又は自国における進行中の捜査、訴追その他の刑事手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、当該実施を保留する決定につき速やかに通報するものとし、自国が一定の条件を付して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。

5 被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

6 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に

回答する。

7 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。

8 被請求国は、請求国が書類又は記録の原本又は写しの提供を明示的に要請し、及びこれらの原本又は写しを求める理由を説明する場合を除くほか、当該書類又は記録の認証謄本又は電子版を提供することができる。被請求国は、当該書類又は記録の原本又は写しの提供の要請に従うよう最善の努力を払う。

9 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、提供される物件を請求国の法令に基づき刑事手続において証拠とし得るものとするため、請求国が定める様式により、又は請求国が定める証明書若しくは陳述書を添付して、当該物件を提供する。

10 被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条 費用

1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2 1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国が負担する。

(a) 鑑定人に支払う手数料

(b) 翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c) 第十条、第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条 使用制限及び秘密性

1 請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の刑事手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を開示し、又は使用してはならない。この1の規定は、請求国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような当該物件を開示することを妨げるものではない。この場合において、請求国の中央当局

は、被請求国の中央当局に対してその開示に先立って通報し、及び要請があったときは、被請求国の中央当局と協議する。請求国の中央当局は、例外的にその通報を事前に行うことができなかつた場合には、被請求国の中央当局に対して遅滞なくその開示について通報する。

- 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従つてのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第八条 物件の輸送、保管及び返還

- 1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従つて輸送し、及び保管することを要請することができる。
- 2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従つて提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。

きる。

3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を改変するおそれ又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条 証言又は供述の取得

1 被請求国は、請求国の請求により、証言又は供述を取得する。被請求国は、証人の証言又は供述の取得のための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該公務員が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。請求国の公務員は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員以外の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認め、及びその立会いの条件を定めることができる。

第十条 ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること

1 請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の捜査、訴追その他の刑事手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するため、並びにビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するために協議する。

2 両締約国間で別段の決定を行う場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a) 被請求国は、聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。

(b) 請求国は、必要に応じ、被請求国の関係当局又は聴取される者の要請により、当該関係当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(c) 聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(d) 被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打切りを含む必要な措置を直ちにとる。

(e) 両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。

第十一条 物件の取得

1 被請求国は、請求国の請求により、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（搜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、適当と認める場合には、物件の取得に係る共助の請求に示されているところにより、請求

国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十二条 人、物件又は場所の見分

1 被請求国は、請求国の請求により、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2 被請求国は、適当と認める場合には、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十三条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十四条 公務員の保有する物件の提供

1 被請求国は、請求国の請求により、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2 被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によつて、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものの全部又は一部を、適當と認める条件に従い、請求国に提供することができる。

第十五条 出頭招請の伝達

1 被請求国は、請求国の請求により、自国に所在し、捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを書面により伝達する。

2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に基づき、出頭が求められている者の回答につき請求国の中央当局に速やかに通報する。

3 この条の規定に従つて請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のい

なる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。

4 この条の規定に従って請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a) 当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によって書面により通知され、及び請求国から離れなかった場合にあつては、その通知の時から十五日が経過した時

(b) 当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻った場合にあつてはその時

(c) 当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず（やむを得ない事情によるときを除く。）、及び請求国を離れなかった場合にあつては、当該出頭期日から十五日が経過した時

5 請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

6 この条の規定の下で請求国の権限のある当局に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も

課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条 拘禁されている受刑者の一時的な移送

1 証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によって拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であつて、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。

2 請求国は、次のことを行う。

(a) 被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁すること。

(b) 両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。

3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、請求国によって拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。

4 この条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。

5 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条 文書の送達

1 文書の送達に係る共助の請求には、送達される文書の被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。

2 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施するものとし、請求国に対して送達の証明（送達が実施された日付、場所及び方法を含む。）を送付する。

3 共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

4 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の権限のある当局への出頭を求めるもの

に従わない者は、共助の請求又は当該裁判上の文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条 犯罪の収益又は道具

1 被請求国は、請求国の請求により、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2 被請求国の法令が要求する場合には、1に規定する没収又は保全に係る共助の請求には、裁判所による没収又は保全の命令の認証謄本を添付する。

3 犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める案件を付して当該収益又は道具を請求国に移転することができる。

第十九条 他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条 協議

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十一条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二条 効力発生、改正及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3 この条約は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。

4 各締約国は、他方の締約国に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

5 被請求国は、その裁量によつて、この条約の規定に従い、この条約の終了の通告の後、その終了の効力発生の日までに受領した共助の請求を処理することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十五年十二月十二日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために

山野内勘二

カナダのために

シャリー・カーティス||ミカレフ